

平成26年第3回江差町議会臨時会資料

資料1：江差町税条例等の一部改正の概要【承認第1号関係】	 P 1
資料2：江差町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表【承認第1号関係】	 P 5
資料3：江差港西防波堤赤灯台箇所図【承認第2号関係】	 P 33
資料4：陣屋町有地法面崩落箇所図【承認第3号関係】	 P 34
資料5：JR江差線ファイナルイベント事業（行程表）【議案第1号関係】	 P 35
資料6：JR江差線ファイナルイベント事業（イメージ図）【議案第1号関係】	 P 36
資料7：平成26年度北海道海岸漂着物地域対策推進事業【議案第1号関係】	 P 37

江 差 町 税 条 例 等 の 一 部 改 正 の 概 要

改 正 税 目 等	改 正 概 要
【町民税関係】	
○ 第23条関係 (町民税の納税義務者等)	1 外国法人に対する国際課税の見直し 法人税法において、①外国法人の恒久的施設が定義されたこと ②外国法人に係る外国税額控除制度が新設されたこと ③外国法人に係る申告納付制度が新設されたこと に伴う規定の整備 《平成28年4月1日施行》
○ 第48条関係 (法人の町民税の申告納付)	
○ 第52条関係 (法人の町民税に係る納期限 の延長の場合の延滞金)	
○ 第34条の4関係 (法人税割の税率)	2 地方法人課税の地域間の偏在是正措置に係る法人住民税法人税割の改正 地方法人税法の創設に対応して、法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられたことに伴う規定の整備 法人税割 現行 14.7% ⇒ 改正 12.1% [△2.6ポイント] 《平成26年10月1日施行》
○ 附則第8条関係 (肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)	3 肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例延長 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例適用期限を3年延長する。 現行 平成27年度 ⇒ 改正 平成30年度 《平成26年4月1日施行》
○ 附則17条の2関係 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)	4 優良住宅地造成等のための土地譲渡等の町民税の課税の特例 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例適用期限を3年間延長する。 《平成26年4月1日から施行》



改正税目等	改正概要
【固定資産税関係】 ○ 附則第10条の2関係 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) ○ 附則第10条の3関係 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	1 公害防止用設備、浸水防止設備、ノンフロン製品に係る課税標準の特例措置 (わがまち特例の導入) 《平成27年度以後の年度分について適用》 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直しを行った。 第1項 汚水又は廃液処理施設：3分の1の割合 第2項 指定物質の排出又は飛散抑制に資する施設：2分の1の割合 第3項 特定有害物資の排出又は飛散の抑制に資する施設：2分の1の割合 第4項 公共下水道を使用する者が設置した除外施設：4分の3の割合 (既定) 第5項 雨水貯留浸透施設：3分の2の割合 (既定) 第6項 洪水時の浸水防止用設備：3分の2の割合 第7項 冷凍機等のノンフロン製品：4分の3の割合 2 新築住宅に係る固定資産税減額措置の特例延長 《平成26年4月1日から施行》 新築住宅特例については、平成26年3月31日までに新築された住宅に係る固定資産税を3年間 (認定長期優良住宅は5年間) 2分の1減額していたが、この特例の適用期限を平成28年3月31日までに新築された住宅分まで延長することとした。 3 耐震改修を行った既存建築物に係る固定資産税の減額措置の創設 (第9項) 《平成27年度以後の年度分について適用》 設備投資につながる税制措置の観点から、耐震改修を行った既存家屋 (住宅を除く。) に係る固定資産税について、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に建築基準法に基づく耐震改修工事を行った場合において、その旨の申告したものについては、改修工事が完了した年の翌年度から2年間の当該家屋に係る固定資産税の2分の1を減額する。 (ただし、単年度あたりの減額は改修費用の2.5%を限度する。) 〈対象家屋〉 改正耐震改修促進法 (平成25年11月施行) に基づき、耐震診断が義務づけられる家屋 (代表的なもの) ・ 特定多数の者が利用する建築物等 (病院、旅館等)

改正税目等

【軽自動車税関係】

○ 第82条関係

(軽自動車税の税率)

○ 附則第16条関係

(軽自動車税の税率の特例)

○ 改正附則第4～6条関係

改正

1 軽自動車税の見直し

今回の改正は、自動車関係税制の検討の中において、自動車取得税が消費税10%時に廃止が決定したことから、新たな財源確保や自動車に対するグリーン化（環境への負荷の低減に資するための施策をいう。）の観点から検討され、軽自動車税が昭和59年以来、約30年ぶりに税率が見直された。

◎ 原付、軽二輪及び小型二輪

《平成27年度以後の年度分について適用》

平成27年度分から、標準税率を約1.5倍（最低2,000円）に引上げ。

車種区分		現行	改正
原付	50CC以下	1,000円	2,000円
	50CC超90CC以下	1,200円	2,000円
	90CC超125CC以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪（125CC超250CC以下）		2,400円	3,600円
小型二輪（250CC以下）		4,000円	6,000円

◎ 軽自動車及び小型特殊自動車

① 平成27年度分から、軽四輪車等（3輪以上の軽自動車）及び小型特殊自動車の税率を自家用乗車にあっては1.5倍、その他の区分の車両にあっては約1.25倍に引上げ。

* 軽四輪車等については、平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから新税率を適用（平成26年度までに最初の新規検査を受けたものについては現行の標準税率のまま）

② 平成28年度分から、最初の新規検査から13年を経過した四輪車等について、標準税率の概ね20%の重課を導入。

車種区分				現行	改正	重課税②
軽自動車	三輪			3,100円	3,900円	4,600円
	四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
			営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
			営業用	3,000円	3,800円	4,500円
	小型特殊自動車		農耕用	1,600円	2,000円	—
			その他のもの	4,700円	5,900円	—
二輪（再掲）				2,400円	3,600円	—

概要

江差町税条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
【第1条による改正】 (町民税の納税義務者等) 第23条 (略) 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)に対するこの節の規定の適用については、<u>恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)</u>もつて、その事務所又は事業所とする。 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)</u>第47条に規定する収益事業を行なうもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、<u>法人とみなして、この節の規定中法人の町民税に関する規定を適用する。</u> (所得割の課税標準) 第33条 (略) 2～4 (略) 5 法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項及び次項並びに第34条の9において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。 6 (略)	【第1条による改正】 (町民税の納税義務者等) 第23条 (略) 2 外国法人 _____に対するこの節の規定の適用については、<u>その事業が行われる場所で、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)</u>第46条の4に規定する場所をもつて、その事務所又は事業所とする。 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ令 _____第47条に規定する収益事業を行なうもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、<u>法人とみなして、この節の規定中法人の町民税に関する規定を適用する。</u> (所得割の課税標準) 第33条 (略) 2～4 (略) 5 法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項及び次項並びに第34条の9において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。 6 (略)

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
(法人税割の税率)	(法人税割の税率)
第34条の4 法人税割の税率は、 <u>100分の12.1</u> とする。	第34条の4 法人税割の税率は、 <u>100分の14.7</u> とする。
(法人の町民税の申告納付)	(法人の町民税の申告納付)
第48条 (略)	第48条 (略)
2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が_____、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。	2 法の施行地に_____主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、法の施行地外にその源泉がある所得について、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
3・4 (略)	3・4 (略)
5 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によつて、法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第145条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第52条第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について、同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。	5 法人税法第74条第1項_____の規定によつて、法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第145条_____において準用する場合を含む。以下本項_____及び第52条第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項(同法第145条_____において準用する場合を含む。以下本項_____において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について、同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。
6 (略)	6 (略)

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
(法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金) 第52条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によつて、法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税割額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。 2 (略) (固定資産の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第57条 法第348条第2項第10号から第10号の9までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の9までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を営営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業者等を営営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。 (1)～(6) (略)	(法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金) 第52条 法人税法第74条第1項 _____ の規定によつて、法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税割額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。 2 (略) (固定資産の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第57条 法第348条第2項第10号から第10号の7までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から 第10号の7までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を営営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業者等を営営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。 (1)～(6) (略)

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がなすべき申告) 第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の9まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として、同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を、直ちに町長に申告しなければならない。 (軽自動車税の税率) 第82条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 <u>2,000円</u> イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 <u>2,000円</u> ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 <u>2,400円</u>	(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がなすべき申告) 第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の7まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として、同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を、直ちに町長に申告しなければならない。 (軽自動車税の税率) 第82条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 <u>1,000円</u> イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 <u>1,200円</u> ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 <u>1,600円</u>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。）で総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 <u>3,700円</u> (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 ア 軽自動車 2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 <u>3,600円</u> 3輪のもの 年額 <u>3,900円</u> 4輪以上のもの 乗用のもの 営業用 年額 <u>6,900円</u> 自家用 年額 <u>10,800円</u> 貨物用のもの 営業用 年額 <u>3,800円</u> 自家用 年額 <u>5,000円</u> イ 小型特殊自動車 農耕作業用のもの 年額 <u>2,000円</u> その他のもの 年額 <u>5,900円</u> (3) 2輪の小型自動車 年額 <u>6,000円</u>	エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。）で総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 <u>2,500円</u> (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 ア 軽自動車 2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 <u>2,400円</u> 3輪のもの 年額 <u>3,100円</u> 4輪以上のもの 乗用のもの 営業用 年額 <u>5,500円</u> 自家用 年額 <u>7,200円</u> 貨物用のもの 営業用 年額 <u>3,000円</u> 自家用 年額 <u>4,000円</u> <u>専ら雪上を走行するもの 年額 2,400円</u> イ 小型特殊自動車 農耕作業用のもの 年額 <u>1,600円</u> その他のもの 年額 <u>4,700円</u> (3) 2輪の小型自動車 年額 <u>4,000円</u>

江差町税条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
附 則 (公益法人等に係る町民税の課税の特例) 第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項 _____ に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項まで _____ の規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る町民税の所得割を課する。 第6条 削除	附 則 (公益法人等に係る町民税の課税の特例) 第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで _____ の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(租税特別措置法第40条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る町民税の所得割を課する。 (居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除) 第6条 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の町民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条第1項第1号に規定する居住用財産の譲渡損失の金額(以下第3項までにおいて「居住用財産の譲渡損失の金額」という。)がある場合には、当該居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該居住用財産の譲渡損失の金額以外の居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

江差町税条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
	2 <u>前項の規定は当該居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。</u> 3 <u>所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。）は、当該納税義務者が前年12月31日において当該通算後譲渡損失の金額に係る租税特別措置法第41条の5第7項第1号に規定する買換資産に係る同項第4号に規定する住宅借入金等の金額を有する場合において、居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の町民税について前項の申告書を提出した場合であつて、その後の年度分の町民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第5項第2号の規定により読み替えて適用される同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出しているときに限り、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の町民税に係る附則第17条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、</u>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
	<u>退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3千万円を超える年度分の町民税の所得割については、この限りでない。</u> <u>4 附則第16条の4第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」とし、附則第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項又は第20条の2第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。）」とする。</u> <u>5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</u> <u>(1) 第36条の2第5項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第6条の2第3項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「第1項の申告書又は同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式（別表）による申告書」とする。</u> <u>(2) 第36条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告</u>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
(削除)	とあるのは「、第3項若しくは第4項又は附則第6条の2第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「、第3項若しくは第4項又は附則第6条の2第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」とする。 <u>(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)</u> <u>第6条の2 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の町民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条の2第1項第1号に規定する特定居住用財産の譲渡損失の金額（以下第3項までにおいて「特定居住用財産の譲渡損失の金額」という。）がある場合には、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第4条第4項後段及び第6項第2号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該特定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定を受けているときは、この限りでない。</u> <u>2 前項の規定は当該特定居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。</u>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
	3 <u>所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条の2第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。）は、特定居住用財産の譲渡損失の金額</u> <u>の生じた年の末日の属する年度の翌年度の町民税について前項の申告書を提出した場合であつて、その後の年度分の町民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において</u> <u>町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時まで</u> <u>に提出された第5項第2号の規定により読み替えて適用される同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出している</u> <u>ときに限り、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の町民税に係る附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3000万円を超える年度分の町民税の所得割については、この限りでない。</u> 4 <u>附則第16条の4第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第16条の4第1項に規定</u>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
	する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」 とし、附則第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項又は第20条の2第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。）」とする。 5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 第36条の2第5項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第6条の2第3項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「第1項の申告書又は同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式（別表）による申告書」とする。 (2) 第36条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第41条の5の2第12項第3号の規定により読み替えて適用される所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「第3項若しくは第4項又は附則第6条の2第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」と、同条第2項中「又

江差町税条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(寄附金税額控除における特別控除額の特例) 第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項又は<u>附則第20条第1項</u>の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 (肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例) 第8条 昭和57年度から<u>平成30年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)は、当該事業所得に係	<u>は第3項から第5項まで」とあるのは「、第3項若しくは第4項又は附則第6条の2第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」とする。</u> (寄附金税額控除における特別控除額の特例) 第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項又は<u>附則第20条の2第1項</u>の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 (肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例) 第8条 昭和57年度から<u>平成27年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)は、当該事業所得に係

江差町税条例新旧対照表

改 正 ・ 後	改 正 前
る町民税の所得割の額を免除する。 2・3 (略) (<u>法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合</u>) 第10条の2 <u>法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は3分の1とする。</u> 2 <u>法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</u> 3 <u>法附則第15条第2項第3号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</u> 4 (略) 5 <u>法附則第15条第8項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</u> 6 <u>法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</u> 7 <u>法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</u>	る町民税の所得割の額を免除する。 2・3 (略) (<u>法附則第15条第2項第6号等の条例で定める割合</u>) (新設) (新設) (新設) ① <u>法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</u> 2 <u>法附則第15条第9項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</u> (新設) (新設)

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 (略) 2～8 (略) 9 <u>法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</u> 1 <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u> 2 <u>家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</u> 3 <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u> 4 <u>耐震改修が完了した年月日</u> 5 <u>施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</u> 6 <u>耐震改修が完了した日から3月を経過したのちに申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</u>	(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 (略) 2～8 (略) (新設)

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>(軽自動車税の税率の特例)</u> 第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪車以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 【別記1参照】 （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例） 第17条の2 昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に	第16条 削除 （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例） 第17条の2 昭和63年度から平成26年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に

江差町税条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
定める金額に相当する額とする。 (1)・(2) (略) 2 前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。 3 (略)	定める金額に相当する額とする。 (1)・(2) (略) 2 前項の規定は、昭和63年度から平成26年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。 3 (略)

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例) 第19条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、<u>第33条第1項及び第2項並びに第34条の3</u>の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。 2 (略) (上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例) 第19条の2 (略) 2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第19条第1項」とあるのは「附則第19条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「<u>第37条の10第1項</u>」とあるのは「<u>第37条の11第1項</u>」と読み替えるものとする。	(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例) 第19条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、<u>第33条及び第34条の3</u>の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。 2 (略) (上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例) 第19条の2 (略) 2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第19条第1項」とあるのは「附則第19条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「<u>租税特別措置法</u>」とあるのは「<u>租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法</u>」と読み替えるものとする。

江差町税条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例) 第19条の3 (略) 2 租税特別措置法第37条の14第4項各に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものを含む。以下この項において同じ。)があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額(以下この項において「払出し時の金額」という。)により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があつたものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税口座を開設し、又は開設していた町民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等 の取得をしたものと、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等を取得した町民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項及び附則第19条の規定その他のこの条例の規定を適用する。	(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例) 第19条の3 (略) 2 租税特別措置法第37条の14第4項各に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものを含む。以下この項において同じ。)があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額(以下この項において「払出し時の金額」という。)により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があつたものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税口座を開設し、又は開設していた町民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等の取得をしたものと それぞれみなして、前項及び附則第19条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)</u> 第21条 <u>第56条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第56条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。</u> (削除) 第21条の2 <u>法附則第41条第9項各号</u>に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。 (1) 当該固定資産税を事業の用に供する者が<u>附則第41条第9項</u>に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）<u>に該当することを明らかにする書類</u> (2) 次に掲げる事項を記載した書類 ア <u>法附則第41条第9項</u>の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地籍並びにその用途 イ <u>法附則第41条第9項</u>の規定の適用を受けようとする家屋の所	<u>(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)</u> 第21条 <u>平成21年度分から平成25年度分までの固定資産税に係る第56条の規定の適用については、同条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「公益社団法人若しくは公益財団法人（法附則第41条第3項の規定により公益社団法人又は公益財団法人とみなされる法人を含む。）とする。</u> 2 <u>第56条の規定は、法附則第41条第11項第1号から第5号までに掲げる固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者について準用する。この場合において、第56条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第11項に規定する移行一般社団法人等」と読み替えるものとする。</u> 第21条の2 <u>法附則第41条第15項各号</u>に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。 (1) 当該固定資産税を事業の用に供する者が<u>法附則第41条第15項</u>に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）<u>に該当することを明らかにする書類</u> (2) 次に掲げる事項を記載した書類 ア <u>法附則第41条第15項</u>の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地籍並びにその用途 イ <u>法附則第41条第15項</u>の規定の適用を受けようとする家屋の所

江差町税条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途 ウ 法附則第41条第9項 の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途 (3)～(5) (略) (削除)	在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途 ウ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途 (3)～(5) (略) (東日本大震災に係る雑損控除額等の特例) 第22条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第3項に規定する災害関連支出がある場合は、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の平成24年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。 2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
	3 第1項の規定は、平成23年度分の第36条の2第1又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認める場合を含む。）に限り、適用する。 （東日本大震災に係る被災住居用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例） 第22条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次頁において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第1項に規定する土地等をいう。次頁において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次頁において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条規定を適用する。

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
	【別記2参照】 2 <u>その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。</u> 3 <u>前2項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものと及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に、これらの規定の適用を受</u>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
	<u>けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。</u> <u>（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例）</u> <u>第23条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び附則第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第6項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。</u>

江差町税条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等) <u>第 2 2 条</u> (略) (個人の町民税の税率の特例等) <u>第 2 3 条</u> (略)	<u>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第 1 3 条第 3 項若しくは第 4 項又は第 1 3 条の 2 第 1 項から第 6 項までの規定の適用を受けた場合における附則第 7 条の 3 及び第 7 条の 3 の 2 の規定の適用については、附則第 7 条の 3 第 1 項中「法附則第 5 条の 4 第 6 項」とあるのは「法附則第 4 5 条第 5 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 第 6 項」と、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項(同条第 9 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とあるのは「法附則第 4 5 条第 5 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項(法附則第 4 5 条第 6 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とする。</u> (東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等) <u>第 2 4 条</u> (略) (個人の町民税の税率の特例等) <u>第 2 5 条</u> (略)

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
【第2条による改正】 江差町税条例の一部を改正する条例（平成25年条例第19条） （略） 附則第20条の5を削る。 <u>附則第21条中の2中「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第9項」を「附則第41条第8項」に改める。</u> 附 則 （施行期日） 第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 （1） （略） （2） <u>附則第7条の4</u>、第16条の3及び第19条から第20条の5までの改正規定（<u>附則第20条の4第5項第3号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」加える部分を除く。</u>）並びに次条第3項の規定 平成29年1月1日 （経過措置） 第2条 平成28年1月1日前に発行された<u>所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の12第7項に規定する割引債（同</u>	【第2条による改正】 江差町税条例の一部を改正する条例（平成25年条例第19条） （略） 附則第20条の5を削る。 （新設） 附 則 （施行期日） 第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 （1） （略） （2） 附則第7条の4第1項、第16条の3及び第19条から第20条の5までの改正規定 _____ 並びに次条第3項の規定 平成29年1月1日 （経過措置） 第2条 平成28年1月1日前に発行された旧租税特別措置法 _____ _____ 第41条の12第7項に規定する割引債（同

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
条第9項に規定する特定短期公社債を除く。)について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の町民税については、なお従前の例による。 2 この条例による江差町税条例(以下「新条例」という。)第47条の2及び第47条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法(昭和25年法律第226号)第317条の2第1項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)に係る個人の町民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収については、なお従前の例による。 3 (略)	条第9項に規定する特定短期公社債を除く。)について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の町民税については、なお従前の例による。 2 この条例による江差町税条例(以下「新条例」という。)第47条の2及び第47条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法_____第317条の2第1項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)に係る個人の町民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収については、なお従前の例による。 3 (略)

【別記1】

改正後

第82条第2号ア	<u>3,900円</u>	<u>4,600円</u>
	<u>6,900円</u>	<u>8,200円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>12,900円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>4,500円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>6,000円</u>

【別記2】

改正後

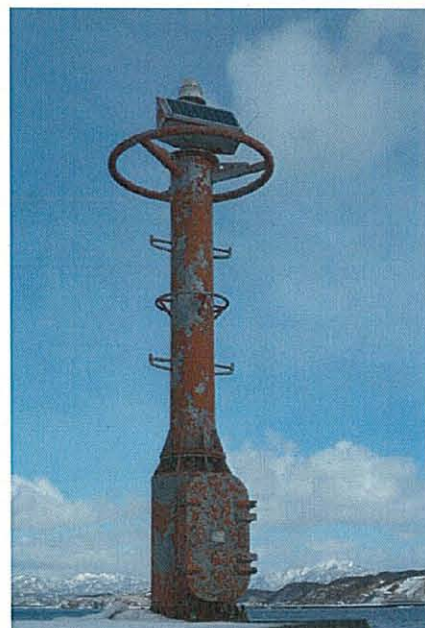
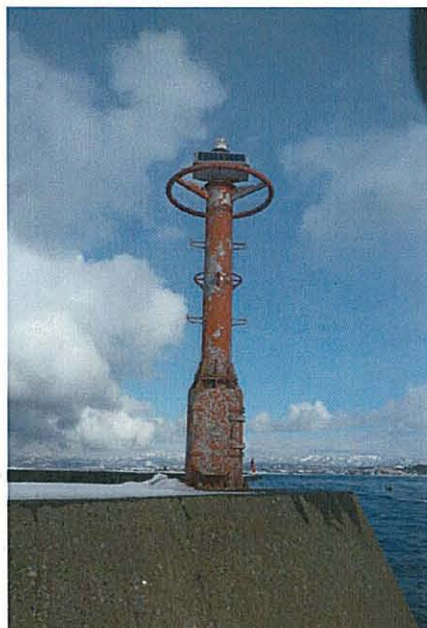
(削除)

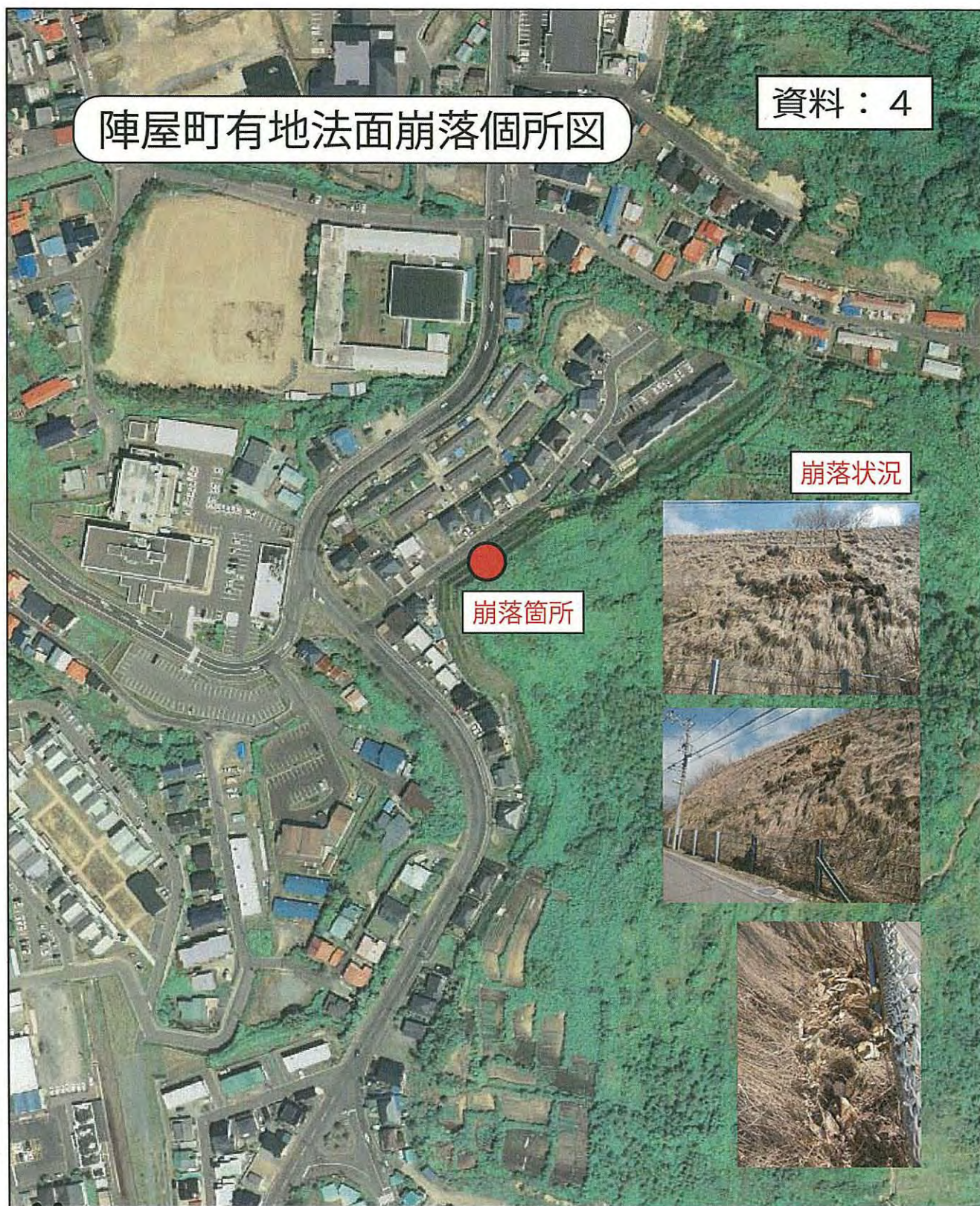
改正前

<u>附則第17条第1項</u>	<u>第35条第1項</u>	<u>第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）</u>
	<u>同法第31条第1項</u>	<u>租税特別措置法第31条第1項</u>
<u>附則第17条の2第3項</u>	<u>第35条の2まで、第36条の2、第36条の5</u>	<u>第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条6第1項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第36条の2又は第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）</u>
<u>附則第17条の3第1項</u>	<u>租税特別措置法第31条の3第1項</u>	<u>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項</u>
<u>附則第18条第1項</u>	<u>第35条第1項</u>	<u>第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）</u>
	<u>同法第32条第1項</u>	<u>租税特別措置法第32条第1項</u>

江差港西防波堤赤灯台箇所図

資料: 3





陣屋町有地法面崩落箇所図

資料：4

崩落状況

崩落箇所

■発生日：平成26年4月8日（火）

■発生地：江差町字陣屋町 277 番地の2 内

1:2,500 0 25 50 100 m

■JR江差線ファイナル【5月11日（日）】行程表（催事等計画表）

資料:5

	発車時刻	到着時刻	間隔時間			催し物（たたき台）	備 考
①	6:44 1両(96名)		1時間5分			6:44	役場職員のみ
②		7:49 1両(96名)	20分		おもてなし プラザ 駅前売店	7:49 列車出迎え・横断幕	しげっち・役場職員
②	8:09 1両(96名)					8:09 列車見送り・横断幕	しげっち・役場職員
			1時間8分	9:00 松宝丸			
③		9:17 2両(192名)	1時間10分	9:20 展示	駅前広場テ ント売店	9:17 列車出迎え 9:20 舞台で切り声披露	しげっち 甘酒の無料提供
③	10:27 2両(192名)					10:27 列車見送り・祭り衣装で見送り	松宝丸保存会
			2時間28分				■江差～木古内線のバスを 駅前広場に展示お披露目 12:00～16:30
④		12:55 3両(288名)	12分	13:00		12:30 ◎お別れセミナー 12:31～12:35 ・JR北海道挨拶 12:35～12:45 ・来賓挨拶 12:55 ・列車到着 ・花束贈呈 13:07 ・出発合図 13:10 ・閉会の辞 13:15 ・舞台から餅まき 13:30 バス出迎え	陣屋町町内会出迎え協力
④	13:07 3両(288名)					14:15 臨時列車出迎え 14:20 郷土芸能等披露 (餅つき磁子)	見送り 陣屋町町内会見送り協力
	14:43 臨時B(80名) 15:15 貸切バス(80名)	13:30 貸切バス(80名) 14:15 臨時A(80名)				14:43 臨時列車見送り 15:15 バス見送り	陣屋町町内会見送り協力 バス見送り・キリ声
⑤		15:51 2両(192名)	25分			15:51 列車出迎え 16:16 列車見送り	歴まち組合チンドン屋 歴まち組合チンドン屋
⑤	16:16 2両(192名)			16:20撤去			
			2時間42分				
⑥		18:58 3両(288名)	10分			18:58 列車出迎え 19:08 列車見送り	駅前広場に集まっている町民 にも出迎え、見送りを場内 アナウンスするが、町民を 集める工夫を検討 ↓
⑥	19:08 3両(288名)						
			2時間42分				
⑦		21:50 3両(288名)			22:00終了	21:50 最終列車出迎え	甘酒の無料提供 最終便の出迎え方法検討
⑦	21:50 3両(288名)						

1日トータル
1,600

廃線イベント（5月11日）イメージ図

山車

山車

山車展示スペース（松宝丸以外で希望があれば）

J R 江差線

江差駅

WC

特設ステージ

式典列席者席（スペース確保）

江差運送(株)

おもてなしプラザ
（旧倭摩商店）

テント売店

松宝丸

飲食スペース（テーブル・イス）

代替バス
お披露目

テント売店

臨時バス停（路線バス）

歩行者天国（ハート設置）

3・5・1 江差駅前通

3・5・1 江差駅前通

臨時バス停（路線バス）

資料 36

平成26年度北海道海岸漂着物地域対策推進事業

1. 事業概要

北海道が、平成25年度に環境省から交付を受けた地域環境保全対策補助金を造成した、「北海道グリーンニューディール基金」を活用して、海岸漂着物の集積が著しい海岸における良好な景観及び環境の保全に深刻な影響を及ぼしてゐる地域等で、海岸漂着物の回収・処理や発生抑制防止等の事業を実施する市町村等に対して補助を行い、北海道の海岸における良好な景観及び環境の保全を図ることを目的としている。

2. 補助率 10/10以内

※北海道海岸漂着物地域対策推進事業補助金交付要綱に基づく補助率

3. 事業内容

- | | |
|--|----------|
| ①クリーンアップ作戦【ゴミ回収・処理等】 | 4月20日（日） |
| ②江差港海岸（かもめ島周辺・海岸等）ボランティア清掃
【漂着物回収・処理】 | 4月～10月予定 |
| ③海水浴場整備【漂着物回収・整地等】 | 7月中旬予定 |